

**構造改革特区における  
規制改革の推進について**

平成 1 4 年 1 0 月 2 2 日

兵 庫 県

# 1 「構造改革特区推進のためのプログラム」における地方公共団体・民間が提案した規制改革の実現状況

自治体・民間からの特区提案状況：249団体、426構想、903件の規制改革提案

「構造改革特区推進のためのプログラム」（10月11日決定）における規制改革提案の実現状況

（単位：件）

	特区で実施	全国で実施	今回は特区として実施されないもの （引き続き検討）	現行で可能	事実誤認 税減免等	計
件数	93	111	141	311	247	903

## 2 本県における構造改革特区の提案と規制改革実現の状況

### （1）10 特区の提案

先端光科学技術特区（播磨科学公園都市）

大型放射光施設 Spring-8 を生かし、光科学技術に関する研究、人材育成、産学連携等の拠点を形成する。

先端医療産業特区（ポートアイランド）

ライフサイエンス分野における産学連携、人材育成等を通じ、神戸医療産業都市構想を加速する。

国際みなと経済特区（ポートアイランド、六甲アイランド等）

ロジスティクスハブ、総合静脈物流拠点、国際経済拠点の3地域を指定し、港を生かした神戸経済の新生をめざす。

国際経済立地促進特区（阪神地域、播磨地域）

陸海空の交通アクセスや国際的な都市環境を生かし、外国・外資系企業にも開かれた国際的なビジネス交流拠点を形成する。

環境・リサイクル特区（姫路市広畑地区）

環境分野に進出する重厚長大型産業の集積を生かし、先導的な広域リサイクル拠点を形成する。

自然産業創造特区（淡路町、北淡町、東浦町）

安全・安心な農産物の生産拡大と農を楽しむライフスタイルを推進する拠点づくりを進める。

ものづくり高度化特区（尼崎市）

中小企業を中心に高度な技術集積をもつ尼崎市において、ものづくり産業の高度化を推進する。

カレッジタウン特区（西宮市）

多くの大学が立地するポテンシャルを生かし、魅力ある学園都市づくりを推進する。

但馬ツーリズム特区（豊岡市、城崎町、日高町、温泉町）

コウノトリの野生復帰等を通じた環境保全創造体験や農漁家民泊などを進め、新たな体験・交流型のツーリズムを推進する。

環境保全型農業等推進特区（市島町）

農業活性化を担うNPO法人の農地保有等を通じ、新規就農希望者の実習、栽培技術研究など「有機の里づくり」を推進する。

## （２）「構造改革特区推進のためのプログラム」における本県が提案した規制改革の実現状況

（単位：件）

	特区で実施	全国で実施	今回は特区として実施されないもの（引き続き検討）	現行で可能	事実誤認 税減免等	計
件数	34	38	22	11	6	111

## 3 構造改革特区におけるインセンティブ措置の必要性

低迷する民間の投資意欲、事業意欲を喚起し、さらに、海外からの投資も呼び込む等実効性ある「構造改革特区」を実現するため、規制改革に加え、

投資額に応じた投資減税・研究開発減税等の税制面での支援

国内外企業の立地や新事業展開等に対する融資・助成制度の創設

など、様々な政策手段を重点的に投入し、インセンティブを高めることが必要である。

## ＜兵庫県から提案した主な規制改革項目＞

### 【医療】 ～ 先端医療産業特区、先端光科学技術特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
高度先進医療制度の見直し 特定療養費制度の対象拡大 特定承認保険医療機関の承認要件の見直し (健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(告示)、健康保険法第44条等)	全国対応	高度医療に係る臨床研究について、治験の範囲を拡大し、特定療養費を導入する。 特定承認保険医療機関に係る技術要件、施設要件についての審査期間の短縮化や大臣協議手続きの明確化・簡素化を図る。
臨床修練において医療に係る知識及び技能の習得に加え、これに付随して行われる教授を容認 (外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第3条)	全国対応	世界水準の医療研究を推進するため、臨床修練制度を適用できる者の基準の緩和・拡大等制度の充実を図る。

### 【教育】 ～ 先端光科学技術特区、先端医療産業特区、カレッジタウン特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
大学設置基準(校地面積)の緩和 (大学設置基準第34条,37条,附則2,大学設置審査基準要項六・等)	全国対応 特区対応	校舎面積の3倍以上とされている校地面積基準の緩和、自己所有要件(校地の2分の1)の撤廃を図る。
大学(学部・学科を含む)の設置・廃止の際の大臣等認可を届出制へ移行 (学校教育法第4条)	全国対応	現行の事前の認可制を届出制へ緩和する。
大学設置基準(教員数、施設・設備)の緩和 (大学設置基準第13条,第36条,附則7,別表第1,別表第2)	引き続き 検討	教員数や施設規模等細目を規定する大学設置基準等一連の規制・手続きを大幅に軽減・簡素化する。

### 【環境】 ～ 環境・リサイクル特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
リサイクル企業に対する廃棄物処理法の処分業許可の適用除外 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項、厚生省環境整備課長通知)	引き続き 検討	自動車等個別のリサイクル法で規定された廃棄物に係る処分業の許可の適用を除外する。
リサイクル施設設置許可の適用除外 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第4項、第14条第1項・第4項)	引き続き 検討	自動車等個別のリサイクル法で規定された廃棄物に係る施設設置の許可の適用を除外する。

**【雇用】 ~ 先端光科学技術特区、国際経済立地促進特区、国際みなと経済特区**

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
労働者派遣の派遣期間延長 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律第26条第2項, 第40条の2第1項)	全国対応	派遣期間を原則1年から5年に延長する。
労働者派遣における物の製造業務への派遣可能化 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律第4条, 附則4)	全国対応	物の製造業務を派遣対象とする。
有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和 (労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二)	全国対応	修士号取得者の2年の実務経験要件を撤廃する。
有期労働契約の契約期間の延長 (労働基準法第14条)	全国対応	契約期間を最長3年から5年に延長する。

**【在留資格・査証】 ~ 先端光科学技術特区、国際経済立地促進特区、先端医療産業特区等**

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
外国人研究者等の在留期間延長 (出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項, 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条)	特区対応	在留期間を3年又は1年から一律3年とする。
外国人研究者等の在留資格要件緩和 (出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号, 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)	特区対応	「研究」資格における研究や実務経験要件、「投資・経営」資格における外国人の会社設立制限を緩和する。
外国人研究者等に係る「家族滞在」資格者の活動内容の弾力化 (出入国管理及び難民認定法第19条)	引き続き 検討	「家族滞在」資格の申請の際の手続き書類の簡素化、活動内容の弾力化を図る。
数次ビジネス査証等の要件緩和 (-)	引き続き 検討	数次ビザ発給要件の緩和、短期滞在から就労ビザへの切替手続きの簡素化を図る。

**【農林水産】 ~ 自然産業創造特区、但馬ツーリズム特区、環境保全型農業等推進特区**

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認 (農地法第3条)	特区対応	株式会社、NPO等農業生産法人以外の法人の農地の取得、及び賃貸利用を可能とする。
特定農地貸付による市民農園の開設主体の拡大 (特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第2条)	特区対応	自治体及び農協にのみ認められている市民農園開設のための農地保有を企業や農業生産法人にも認める。

小規模農地の取得制限の緩和 (農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4)	引き続き 検討	小規模農地の保有と農産物販売を希望する者に対する当該小規模農地の保有を認める。
町等による農地中間保有の容認 (農地法第3条第1項第10号、農地法施行規則第3条)	引き続き 検討	自治体や公益法人が農地を中間保有し、小規模農業を希望する者への売却(貸付)を可能とする。
農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定等促進事業の適用を受ける者の要件緩和 (農業経営基盤強化促進法第18条第3項)	引き続き 検討	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定等の要件を緩和し、NPO法人を対象とする。

#### 【交通・物流】 ~ 国際みなと経済特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
通関業務の24時間365日化対応 (関税法第98条、関税法施行令第87条)	特区対応	荷役業務の24時間化に合わせた税関の24時間365日化を実施する。
総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体を民間事業者に開放 (関税法施行令第51条の11第2号)	特区対応	第3セクターに加え、純民間事業者も総合保税地域における土地、施設の所有又は管理主体として認める。
特定の輸入貨物の保税地域搬入前の通関処理の実施 (関税法第67条の2)	現行で 可能	動植物検疫・食品衛生届が不要な輸入貨物について、保税地域搬入前の通関処理を実施する(本船入港前の通関処理の実施及び終了)。

#### 【専門サービス業】 ~ 国際経済立地促進特区、国際みなと経済特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
外国法事務弁護士の日本弁護士雇用禁止、共同事業禁止の緩和 (外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法第49条、第49条の2)	全国対応	特区内に事務所を設置する外国法事務弁護士に対し、日本弁護士の雇用、日本弁護士との業務提携を認める。
外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認要件の緩和 (外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法第7条)	引き続き 検討	特区内に事務所を設置する外国法事務弁護士に対し、大臣の承認制を届出制に緩和する。
外国人公認会計士が日本国内において業務を行うための内閣総理大臣の承認制の緩和 (公認会計士法第16条の2)	現行で 可能	特区内に事務所を設置する外国公認会計士に対し、大臣の承認制を届出制に緩和する。

#### 【産業全般】 ~ 先端光科学技術特区、国際経済立地促進特区、環境・リサイクル特区

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
最低資本金規制の引き下げ (商法第168条の4)	引き続き 検討	株式会社1千万円等の最低資本金規制を撤廃する。

**【産学連携】 ~ 先端光科学技術特区、先端医療産業特区**

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
国立大教員等の時間内兼業に係る基準等の明確化 (国家公務員法第104条)	全国対応	ベンチャー企業等に勤務時間内に兼業する場合の内閣総理大臣、所管庁の長の許可基準等を明確化する。
地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和 (地方財政再建促進特別措置法第24条第2項、同法施行令第12条の2、第12条の3)	全国対応	独立行政法人に移行した国の研究所や大学等の研究機関が特区内に立地する場合に地元自治体が特別な措置を講じることを可能にする。
国立大等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大及び要件の緩和 (研究交流促進法第11条第1項・第2項、研究交流促進法施行令第9条第1項・第3項、第10条第1項・第4項)	特区対応	大学初ベンチャーの研究内容の継続性確保を図るため、廉価使用や使用する場合の手続き・要件を緩和する。
国立大教員等の時間内兼業容認 (人事院規則14-17,14-18)	特区対応	ベンチャー企業等の役員を勤務時間内に兼業する場合の人事院の承認基準を緩和する。

**【土地利用・開発】 ~ 国際経済立地促進特区、国際みなと経済特区**

規制改革項目	プログラム 対応区分	本県からの要望内容
公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮 (公有水面埋立法第27条、第29条)	特区対応	埋立地の処分等の際の大臣協議を緩和又は撤廃する。
臨港地区における構築物規制の弾力化 (港湾法第38条、第39条、第40条)	現行で 可能	臨港地区における土地利用を円滑化するため、港湾法による構築物規制の解釈・運用を弾力化する。